

薬 第 5 7 2 号  
平成 24 年 3 月 22 日

各保健福祉事務所長 様

薬 務 課 長

薬事法の一部を改正する法律等の施行等についての一部改正について（通知）

このことについて、別添写しのとおり平成 24 年 3 月 16 日付け薬食発 0316 第 2 号で厚生労働省医薬食品局長から通知がありましたので、御了知下さるよう通知します。

なお、関係団体には別途通知済みです。

また、別添の通知等は神奈川県ホームページ「かながわの薬事情報」に掲載しております。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4551/>

（要旨）

薬事法施行規則第 138 条に規定する卸売販売業における医薬品の販売等の相手方について改正があったもの。

通知済み関係団体

- ・（社）神奈川県医師会
- ・（社）神奈川県歯科医師会
- ・（社）神奈川県病院協会
- ・（社）神奈川県精神科病院協会
- ・（社）神奈川県薬剤師会
- ・（社）神奈川県病院薬剤師会
- ・神奈川県医薬品卸業協会
- ・神奈川県製薬協会
- ・（一社）日本産薬・医療ガス協会神奈川県支部長
- ・神奈川県歯科用品商協同組合理事長

問い合わせ先

薬事指導グループ 諸角

電 話 (045) 210-4967 (直通)

ファクシミリ (045) 201-9025





薬食発0316第2号  
平成24年3月16日

各〔都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長〕殿

厚生労働省医薬食品局長

薬事法の一部を改正する法律等の施行等についての一部改正について

「薬事法の一部を改正する法律」（平成18年法律第69号）については、関係政省令とともに平成21年6月1日に施行され、これらによる改正等の趣旨、内容等については、「薬事法の一部を改正する法律等の施行等について」（平成21年5月8日付け薬食発第0508003号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「施行通知」という。）において示しているところである。

今般、薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下、「施行規則」という。）第138条に規定する卸売販売業における医薬品の販売等の相手方について、下記のとおり施行通知の一部を改正したので、御了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

○ 改正内容

1. 施行通知の記の第3のIの4の(1)の⑮ケを、⑮コに改め、⑮クの次に次を加える。

ケ 学校の長であって、歯科医師の指示に基づき行う、う蝕予防のために必要な医薬品を使用するもの

